



# 鳥取県公報

平成13年9月28日(金)  
号外第105号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

規 則 看護職員修学資金貸付規則の一部を改正する規則(65)(医務薬事課)..... 1

——— 公布された規則のあらまし ———

### 看護職員修学資金貸付規則の一部を改正する規則

- 1 看護職員養成施設を卒業した者が看護職員の業務に従事した場合に看護職員修学資金の返還に係る債務の履行が猶予される施設の1つである主として老人慢性疾患の患者を収容する病室を有する病院の根拠条文を改めることとした。(第13条関係)
- 2 その他所要の規定の整備を行うこととした。
- 3 施行期日等
  - (1) この規則は、公布の日から施行することとした。
  - (2) 所要の経過措置を講ずることとした。

## 規 則

看護職員修学資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成13年9月28日

鳥取県知事 片 山 善 博

### 鳥取県規則第65号

#### 看護職員修学資金貸付規則の一部を改正する規則

看護職員修学資金貸付規則(昭和37年鳥取県規則第69号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>( 修学資金借受者の資格 )</p> <p>第3条 この規則に定めるところにより、修学上必要な資金（以下「修学資金」という。）の貸付けを受けることができる者は、次に掲げる要件をすべて備えた者とする。</p> <p>( 1 )及び( 2 ) 略</p> <p>( 3 ) 学業成績優秀で心身ともに健康な者であること。</p> <p>( 返還の債務の履行猶予 )</p> <p>第13条 知事は、修学生が次の各号のいずれかに該当するときは、貸付金の返還の債務の履行を猶予することができる。</p> <p>( 1 )及び( 2 ) 略</p> <p>( 3 ) 看護職員養成施設の修学生が、次に掲げる施設において看護職員の業務（ア(カ)に掲げる施設にあっては助産婦の業務、ア(キ)に掲げる施設にあっては保健婦の業務に限る。）に従事しているとき。</p> <p>ア 県内の施設</p> <p>(ア)及び(イ) 略</p> <p>(ウ) <u>医療法等の一部を改正する法律（平成12年法律第141号。以下「改正法」という。）の施行の際現に改正法第1条の規定による改正前の医療法（昭和23年法律第205号）第21条第1項ただし書の規定による許可を受けている主として老人慢性疾患の患者を入院させるための病室を有する病院（改正法附則第2条第1項の規定による届出がされたものを除く。）</u>その他これに類するものとして知事が別に定める病院（(オ)に掲げるものを除く。）</p> <p>(エ)～(ク) 略</p> <p>イ 略</p> <p>( 4 )～( 6 ) 略</p>	<p>( 修学資金借受者の資格 )</p> <p>第3条 この規則に定めるところにより、修学上必要な資金（以下「修学資金」という。）の貸付けを受けることができる者は、次に掲げる要件をすべて備えた者とする。</p> <p>( 1 )及び( 2 ) 略</p> <p>( 3 ) 学業成績優秀で心身ともに健全な者であること。</p> <p>( 返還の債務の履行猶予 )</p> <p>第13条 知事は、修学生が次の各号の一に該当するときは、貸付金の返還の債務の履行を猶予することができる。</p> <p>( 1 )及び( 2 ) 略</p> <p>( 3 ) 看護職員養成施設の修学生が、次に掲げる施設において看護職員の業務（ア(カ)に掲げる施設にあっては助産婦の業務、ア(キ)に掲げる施設にあっては保健婦の業務に限る。）に従事しているとき。</p> <p>ア 県内の施設</p> <p>(ア)及び(イ) 略</p> <p>(ウ) <u>医療法（昭和23年法律第205号）第21条第1項ただし書の規定による許可を受けた主として老人慢性疾患の患者を収容する病室を有する病院その他これに類するものとして知事が別に定める病院（(オ)に掲げるものを除く。）</u></p> <p>(エ)～(ク) 略</p> <p>イ 略</p> <p>( 4 )～( 6 ) 略</p>

## 附 則

## ( 施行期日 )

1 この規則は、公布の日から施行する。

## ( 経過措置 )

2 この規則の施行の際医療法等の一部を改正する法律（平成12年法律第141号）の施行の際現に同法第1条の規定による改正前の医療法（昭和23年法律第205号）第21条第1項ただし書の規定による許可を受けている主として老人慢性疾患の患者を入院させるための病室を有する病院において現に看護職員の業務に従事している者が引き続き当該病院において看護職員の業務に従事する場合における当該者に係る看護職員修学資金の返還の債務の履行猶予については、改正後の看護職員修学資金貸付規則第13条第3号ア(ウ)中「病院（改正法附則第2条第1項の規定による届出がされたものを除く。）」とあるのは、「病院」とする。